

令和 7 年第 4 回（12月）

川口市議会定例会

一般議案

令和7年第4回（12月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第197号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第198号 川口駅東口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例	2
議案第199号 川口駅西口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例	3
議案第200号 川口市税条例の一部を改正する条例	4
議案第201号 川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例	10
議案第202号 川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	11
議案第203号 川口市立芝市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例	12
議案第204号 川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	14
議案第205号 川口市立ふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例	16
議案第206号 川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	17
議案第207号 川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第208号 川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例	20
議案第209号 川口市違法駐車等防止条例を廃止する条例	24
議案第210号 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	25
議案第211号 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	27

議案第 212 号	川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	29
議案第 213 号	川口市障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例	31
議案第 214 号	川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例の一部を改正する条例	32
議案第 215 号	川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	33
議案第 216 号	川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例	34
議案第 217 号	川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例	43
議案第 218 号	川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例	45
議案第 219 号	川口市立南平文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例	47
議案第 220 号	川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	49
議案第 221 号	川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例	51
議案第 222 号	川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例	52
議案第 223 号	川口市立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例	54
議案第 224 号	川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	55
議案第 225 号	川口市産業労働施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	62
議案第 226 号	川口緑化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	63
議案第 227 号	川口市学校施設の使用料に関する条例	65
議案第 228 号	川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	68
議案第 229 号	川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	69

議案第 230 号	工事請負契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園整備工事（その 1））	70
議案第 231 号	工事請負契約の締結について（（仮称）神根総合運動公園整備工事（その 2））	71
議案第 232 号	工事請負契約の変更契約の締結について（戸塚環境センター施設整備工事）	72
議案第 233 号	工事請負契約の変更契約の締結について（江川第 3 調節池整備工事（その 2））	74
議案第 234 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	75
議案第 235 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	77
議案第 236 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	78
議案第 237 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	80
議案第 238 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	81
議案第 239 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	82
議案第 240 号	訴えの提起について（支払督促の申立て）	83
議案第 241 号	訴えの提起について（一般被保険者第三者納付金の請求）	84
議案第 242 号	訴えの提起について（住宅使用料及び不当利得返還金の請求）	85
議案第 243 号	訴えの提起について（母子福祉資金償還金の請求）	86
議案第 244 号	訴えの提起について（母子福祉資金償還金の請求）	87
議案第 245 号	訴えの提起について（学校給食費の請求）	88
議案第 246 号	訴えの提起について（市営住宅の明渡し等の請求）	89
議案第 247 号	和解契約の締結について（住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報漏えい）	90
議案第 248 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口総合文化センター）	91
議案第 249 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市社会福祉センターほか 1 施設）	92
議案第 250 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立南平児童センター）	93

議案第 251 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝児童センター）	94
議案第 252 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市特別養護老人ホームほか3施設）	95
議案第 253 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人福祉センター安行たら荘）	96
議案第 254 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人福祉センター芝たら荘ほか1施設）	97
議案第 255 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人デイサービスセンター芝南れんげそう）	98
議案第 256 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそう）	99
議案第 257 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家）	100
議案第 258 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市あさひコミュニティセンター）	101
議案第 259 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口緑化センター）	102
議案第 260 号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市営植物取引センター）	103
議案第 261 号	公の施設の指定管理者の指定について（青木町公園ほか16公園）	104
議案第 262 号	公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について（川口市立川口駅前市民ホール）	106
議案第 263 号	市道路線の認定について（幹線第 119 号線）	107
議案第 264 号	市道路線の廃止について（鳩ヶ谷第 9023 号線）	108
議案第 265 号	第 6 次川口市総合計画基本構想を定めることについて	109
議案第 266 号	川口市公平委員会委員の選任同意について	115
議案第 267 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	116
議案第 268 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	117
議案第 269 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	118
議案第 270 号	人権擁護委員の候補者の推薦について	119

議案第197号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第65号）の一部を次のように改正する。

別表第1中9の項を10の項とし、4の項から8の項までを1項ずつ繰り下げ、3の項の次に次のように加える。

4 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等（以下「小児慢性特定疾病児童等」という。）に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2の9の項中「（昭和22年法律第164号）」を削り、同表17の項中「障害者関係情報」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を加え、同表中38の項を39の項とし、25の項から37の項までを1項ずつ繰り下げ、同表24の項中「若しくは子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付」に改め、同項を同表25の項とし、同表中23の項を24の項とし、18の項から22の項までを1項ずつ繰り下げ、同表17の項の次に次のように加える。

18 市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、準生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、地域生活支援事業関係情報又は児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の17の項の改正規定は令和8年1月1日から、同表24の項の改正規定は同年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第198号

川口駅東口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例

川口駅東口地下公共駐車場条例（平成17年条例第66号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「15分」を「10分」に改め、同号ただし書中「1,500円」を「2,200円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同条第2号中「1,000円」を「1,200円」に改める。

別表全日定期駐車券の項中「20,900円」を「25,100円」に改め、同表平日定期駐車券の項中「14,100円」を「16,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口駅東口地下公共駐車場条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 新条例別表の規定は、利用することができる期間の初日（以下「利用開始日」という。）が施行日以後である定期駐車券に係る使用料（以下「定期券の使用料」という。）について適用し、利用開始日が施行日前である定期券の使用料については、なお従前の例による。

4 施行日の前日までに利用開始日が施行日以後である定期駐車券の発行を受けた者から当該定期券の使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口駅東口地下公共駐車場条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により定期券の使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第199号

川口駅西口地下公共駐車場条例の一部を改正する条例

川口駅西口地下公共駐車場条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「15分」を「10分」に改め、同号アただし書中「1,500円」を「2,200円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同号イ中「500円」を「700円」に改め、同条第2号ア中「1,000円」を「1,200円」に改める。

別表の1四輪自動車等の表全日定期駐車券の項中「20,900円」を「25,100円」に改め、同表平日定期駐車券の項中「14,100円」を「16,900円」に改める。

別表の2二輪自動車の表全日定期駐車券の項中「10,470円」を「12,500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第200号

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条中「公示送達は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第18条の3中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第34条の2中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第34条の6第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条又は附則第4条第1項の規定により埼玉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものとして、規則で定めるものに限る。）の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第36条の2第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、同条第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るもの）を除く。」を加える。

第36条の3の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第36条の3の3第1項中「者に限る。」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加

える。

附則第5条の2を削る。

附則第11条の2第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第16項中「附則第15条第41項第1号」を「附則第15条第40項第1号」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第17条の2の次に次の1条を加える。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第17条の2の2 令和8年4月1日以後に第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第95条第1号才に掲げる加熱式たばこをいい、第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第95条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱

式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第96条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
 - (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
 - (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第23条の2中「第34項、第38項若しくは第42項」を「第33項、第37項若しくは第41項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第11条の2及び第23条の2の改正規定 公布の日
- (2) 附則第17条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第5条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第34条の6第1項の改正規定及び附則第5条の2を削る改正規定並びに附則第4条の規定 令和9年1月1日
- (4) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部

を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が850,000円以下であるものに限る。）に係るものと除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の川口市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前

の例による。

第4条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の6第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金若しくは金銭」と、同項第2号中「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされる金銭のうち、埼玉県知事又は埼玉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う同項に規定する特定公益信託（市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が別に定めるものに限る。）の信託財産とするために支出したもの」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第17条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、川口市税条例第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第17条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）川口市税条例第97条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第17条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第17条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第201号

川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（平成17年条例第67号）の一部を次のように改正する。

第21条中「に定めるものほか、ギャラリーの管理」を「の施行」に改める。

別表第2中	10,470円	15,700円	を
	10,470円	15,700円	
	20,900円	31,400円	

11,800円	17,700円	に改める。
11,800円	17,700円	
23,600円	35,500円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市立アートギャラリー設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る利用料金を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立アートギャラリー設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第202号

川口総合文化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口総合文化センター設置及び管理条例（平成元年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「メインホール等」の次に「及び駐車場」を加える。

別表の7駐車場の利用料金の表利用時間内の項中「200円」を「300円」に、「1,500円」を「2,200円」に、「2,000円」を「3,000円」に改め、同表利用時間外の項中「1,000円」を「1,200円」に改める。

別表備考第9号中「23,100円」を「27,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第203号

川口市立芝市民ホール設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立芝市民ホール設置及び管理条例（平成元年条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の1ホールの使用料の表中

円 4, 620	円 9, 240	円 11, 500	円 23, 100
6, 050	11, 900	15, 000	30, 000
5, 500	11, 100	13, 800	27, 700
6, 930	13, 800	17, 300	34, 600
9, 240	18, 400	23, 100	46, 200
7, 260	14, 400	18, 000	36, 000
9, 020	18, 000	22, 500	45, 100
11, 900	23, 900	30, 000	60, 000

」を

円 6, 930	円 13, 800	円 17, 300	円 34, 600
9, 070	17, 900	22, 600	45, 000
8, 250	16, 600	20, 700	41, 500
10, 390	20, 700	26, 000	51, 900
13, 800	27, 700	34, 600	69, 300
10, 890	21, 600	27, 000	54, 100
13, 500	27, 000	33, 800	67, 600
17, 900	35, 900	45, 000	90, 000

に改める。」

別表の2会議室等の使用料の表中

円 1, 100	円 2, 200	円 3, 300	円 6, 000
550	1, 100	1, 650	3, 000
440	880	1, 320	2, 400

」を

220	220	220	600
110	110	110	300

」

円 1, 650	円 3, 300	円 4, 950	円 9, 000
820	1, 650	2, 470	4, 500
660	1, 320	1, 980	3, 610
330	330	330	900
160	160	160	460

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市立芝市民ホール設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けた者から当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立芝市民ホール設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第204号

川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例（平成23年条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表の1多目的ホールの使用料の表中「とき。」を「とき」に、

「

円 1, 670	円 3, 350	円 4, 190	円 8, 380
2, 170	4, 350	5, 440	10, 890
2, 510	5, 020	6, 280	12, 500
2, 510	5, 020	6, 280	12, 500
2, 170	4, 350	5, 440	10, 890
2, 830	5, 660	7, 080	14, 100
3, 260	6, 530	8, 170	16, 300
3, 260	6, 530	8, 170	16, 300

」

を

「

円 2, 510	円 5, 020	円 6, 280	円 12, 500
3, 260	6, 530	8, 170	16, 300
3, 770	7, 540	9, 420	18, 800
3, 770	7, 540	9, 420	18, 800
3, 260	6, 530	8, 170	16, 300
4, 250	8, 490	10, 620	21, 200
4, 900	9, 800	12, 200	24, 500
4, 900	9, 800	12, 200	24, 500

」

に改める。

別表の2会議室の使用料の表を次のように改める。

2 会議室の使用料

利用区分	時間区分	午前 9時～正午	午後 1時～4時 30分	夜間 5時30分 ～9時30分	全日 午前9時～ 午後9時30分

営利を目的 としない場 合	全室利用	870 円	1, 760 円	2, 200 円	4, 400 円
	会議室 1	520	1, 050	1, 320	2, 640
	会議室 2	350	700	880	1, 760
営利を目的 とする場合	全室利用	1, 320	2, 640	3, 300	6, 600
	会議室 1	790	1, 580	1, 980	3, 960
	会議室 2	520	1, 050	1, 320	2, 640

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立鳩ヶ谷駅市民センター設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第205号

川口市立ふれあいプラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立ふれあいプラザ設置及び管理条例（平成23年条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第12条関係）

時間区分 利用区分	午 前 9時～正午	午 後 1時～5時	夜 間 5時～9時
多目的室	円 1, 250	円 2, 200	円 2, 820
中会議室	620	940	1, 570
小会議室1	310	470	620
小会議室2	310	470	620
和室	620	940	1, 570

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市立ふれあいプラザ設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立ふれあいプラザ設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第206号

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例（平成23年条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 410	円 520	円 620
210	310	410
210	310	410
310	410	520
310	410	520

を

に改める。

円 620	円 780	円 940
310	470	620
310	470	620
470	620	780
470	620	780

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市鳩ヶ谷コミュニティセンター設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により

使用料を徴収するものとする。

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第207号

川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例（平成23年条例第64号）の一部を次のように改正する。

「別表中

円 3 1 0	円 4 1 0	円 5 2 0
2 1 0	3 1 0	4 1 0

」を

「

円 4 7 0	円 6 2 0	円 7 8 0
3 1 0	4 7 0	6 2 0

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市鳩ヶ谷集会所設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第208号

川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 川口市自転車駐車場条例（昭和59年条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 西川口自転車駐車場の項の次に次のように加える。

並木自転車駐車場	川口市並木2丁目地内
----------	------------

別表第2中4の項を5の項とし、3の項の次に次のように加える。

4	並木自転車駐車場	一時利用	1回	160円	1回	160円
---	----------	------	----	------	----	------

別表第2備考中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

3 並木自転車駐車場の一時利用のうち利用時間が1時間以内のものは、無料とする。

第2条 川口市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「の利用」の次に「又は時間を単位とする駐車場の利用」を加える。

第6条中「申請」の次に「（次項において「申請」という。）」を加え、同条後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 利用の許可の可否の決定は、当該利用の許可に係る申請のあった順序により行う。ただし、市長が必要と認めるときは、抽選の方法により行うことができる。

第7条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第12条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

別表第1 川口駅東口地下自転車駐車場の項の次に次のように加える。

川口駅東口第1自転車駐車場	川口市栄町3丁目地内
川口駅東口第2自転車駐車場	川口市栄町3丁目地内

別表第1 幸町自転車駐車場の項の次に次のように加える。

川口駅西口自転車駐車場	川口市川口2丁目地内
-------------	------------

別表第2中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を4の項とし、同項の次に次のように加える。

5	川口駅西口自転車駐車場	一時利用	最初の3時間まで無料、以後12時間までごとに150円	最初の3時間まで無料、以後12時間までごとに150円
---	-------------	------	----------------------------	----------------------------

別表第2の2の項の次に次のように加える。

3	川口駅東口第1自転車駐車場 川口駅東口第2自転車駐車場	一時利用	最初の1時間まで無料、以後3時間までごとに110円	最初の1時間まで無料、以後3時間までごとに110円
---	--------------------------------	------	---------------------------	---------------------------

第3条 川口市自転車駐車場条例の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(利用の制限)

第4条 原動機付自転車を利用する者については、別表第1に掲げる駐車場のうち次に掲げるものに限り利用することができる。

- (1) 栄町自転車駐車場
- (2) 東川口自転車駐車場
- (3) 鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場
- (4) 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場

別表第1西川口自転車駐車場の項を削る。

別表第2の1の項を次のように改める。

1	栄町自転車駐車場	定期利用	月額 2, 750円	月額 4, 120円
		一時利用	1回 160円	1回 160円

別表第2の2の項中 「

月額 2, 750円	月額 4, 120円
1回 160円	1回 160円

」 を

「

月額 3, 300円	月額 4, 950円
------------	------------

」 に改め、同表7の項を次のよ

1回	210円	1回	210円
」			

うに改める。

7	戸塚自転車駐車場 東川口自転車駐車場 川口元郷地下自転車駐車場 新井宿地下自転車駐車場 東川口地下自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第1自転車駐車場 鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場	定期利用	月額 2, 200円	月額 3, 300円
		一時利用	1回 110円	1回 110円

別表第3中備考以外の部分を次のように改める。

別表第3（第12条関係）

項	利用する駐車場	利用区分	使用料（1台につき）	
			市内居住者	市外居住者
1	栄町自転車駐車場	一時利用	1回 300円	1回 300円
2	東川口自転車駐車場	一時利用	1回 200円	1回 200円
3	鳩ヶ谷駅第2自転車駐車場 南鳩ヶ谷駅自転車駐車場	定期利用	月額 3, 000円	月額 4, 500円
		一時利用	1回 200円	1回 200円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 附則第3項の規定 公布の日
 - (2) 第1条の規定 令和8年1月1日
 - (3) 第2条の規定 令和8年4月1日
 - (4) 第3条及び次項の規定 令和8年10月1日

（経過措置）
- 2 第3条の規定による改正後の川口市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表第2及び別表第3の規定は、前項第4号に掲げる規定の施行の日（以下「第4号施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、第4号施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第4号施行日の前日までに第4号施行日以後の利用の許可を受けた者から当該

利用に係る使用料を徴収する場合においては、第3条の規定による改正前の川口市自転車駐車場条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年1月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第209号

川口市違法駐車等防止条例を廃止する条例

川口市違法駐車等防止条例（平成7年条例第31号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第210号

川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第72号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）」に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「、利用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第11条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第15条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）

) が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第211号

川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第71号）の一部を次のように改正する。

第2条第31号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

(川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 川口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第74号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

(虐待等の禁止)

第4条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、法第27条の2第1項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第13条中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

第14条第1項中「から第12条まで」を「、第12条」に改め、同項の表第

5条第1項の項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改め、同表第11条の項を削り、同条第2項中「第14条第6項」を「第14条第7項」に改める。

(川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第4条 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項の表第11条の項を次のように改める。

第11条	入所中の児童	園児
	第33条の10第1項各号	第33条の10第1項各号 (幼稚園型認定こども園の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第27条の2第1項各号)
	当該児童	当該園児

(川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 川口市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第2条第31号の改正規定並びに第3条中川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第3条、第13条、第14条第1項の表第5条第1項の項及び同条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第212号

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	--

第59条第1項第1号中「保育士 基準該当児童発達支援」を「保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある基準該当児童発達支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下この号において同じ。） 基準該当児童発達支援」に改める。

第85条第1項第1号中「保育士 基準該当放課後等デイサービス」を「保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育

士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。) 基準該当放課後等デイサービス」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第59条第1項第1号及び第85条第1項第1号の改正規定は、令和8年1月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第213号

川口市障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

川口市障害者福祉手当支給条例（昭和45年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 障害者となった年齢が65歳未満であること。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、手当の支給を受ける者が65歳以上の者である場合にあっては、市長が別に定める場合を除き、当該者が65歳に達する日の前日において該当していた同表に掲げる受給対象者の区分に応じて同表に定める額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において65歳以上の障害者（川口市障害者福祉手当支給条例第2条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）であった者については、その者が引き続き当該障害者である間は、この条例による改正後の川口市障害者福祉手当支給条例（以下「新条例」という。）第3条第1項第2号の規定は、適用しない。

3 施行日の前日において65歳以上の障害者であった者に係る新条例第5条第1項ただし書の規定の適用については、同項ただし書中「65歳に達する日」とあるのは、「川口市障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例（令和7年条例第 号）の施行の日」とする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第214号

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例の一部を改正する条例

川口市いじめを防止するためのまちづくり推進条例（平成28年条例第70号）
の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第21条」を「第17条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第215号

川口市立高等学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

川口市立高等学校の授業料等に関する条例（平成22年条例第25号）の一部を
次のように改正する。

別表第1全日制の項中「5, 650円」を「73, 000円」に改める。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第216号

川口市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立公民館設置及び管理条例（昭和46年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（川口市公民館設置及び管理条例等の廃止）」を付する。

附則に次の1項を加える。

（供用の休止）

3 川口市立朝日公民館、川口市立根岸公民館及び川口市立神根西公民館は、当分の間、第2条の規定にかかわらず、供用を休止する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第11条関係）

館名	室名	使用料					
		午前9時～ 午前11時	午前11時～ 午後1時	午後1時～ 午後3時	午後3時～ 午後5時	午後5時～ 午後7時	午後7時～ 午後9時
南平公民館	ホール	円 400	円 400	円 820	円 820	円 1,230	円 1,230
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	講座室1号	190	190	400	400	600	600
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
新郷公民館	ホール	1,100	1,100	2,200	2,200	2,200	2,200
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	240	240	490	490	730	730
	講座室1号	240	240	490	490	730	730
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
	視聴覚ホール	400	400	820	820	1,230	1,230

神根公民館	ホール	990	990	1, 980	1, 980	2, 200	2, 200
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	講座室	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	240	240	490	490	730	730
	会議室2号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
西公民館	ホール	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200	2, 200	2, 200
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	240	240	490	490	730	730
	講座室	490	490	990	990	1, 480	1, 480
	会議室1号	240	240	490	490	730	730
	会議室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室3号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
芝公民館	ホール	570	570	1, 150	1, 150	1, 720	1, 720
	日本間1号	190	190	400	400	600	600
	日本間2号	240	240	490	490	730	730
	講座室	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	190	190	400	400	600	600
	会議室2号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
前川公民館	ホール	1, 060	1, 060	2, 140	2, 140	2, 200	2, 200
	日本間1号	190	190	400	400	600	600
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	講座室1号	190	190	400	400	600	600
	講座室2号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	240	240	490	490	730	730
	視聴覚ホール	330	330	660	660	990	990
安行公民館	ホール	570	570	1, 150	1, 150	1, 720	1, 720
	日本間1号	240	240	490	490	730	730

	日本間2号	240	240	490	490	730	730
	日本間3号	190	190	400	400	600	600
	講座室	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	240	240	490	490	730	730
	視聴覚ホール	330	330	660	660	990	990
横曽根公民館	ホール	990	990	1, 980	1, 980	2, 200	2, 200
	日本間	240	240	490	490	730	730
	講座室	330	330	660	660	990	990
	会議室1号	240	240	490	490	730	730
	会議室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室3号	190	190	400	400	600	600
	会議室4号	240	240	490	490	730	730
	会議室5号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
	視聴覚室	240	240	490	490	730	730
青木公民館	ホール	730	730	1, 480	1, 480	2, 200	2, 200
	日本間	240	240	490	490	730	730
	講座室	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	160	160	330	330	490	490
	会議室2号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
幸栄公民館	ホール	400	400	820	820	1, 230	1, 230
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	240	240	490	490	730	730
	講座室1号	330	330	660	660	990	990
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	330	330	660	660	990	990
	会議室2号	330	330	660	660	990	990
	料理実習室	400	400	820	820	1, 230	1, 230
	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
	視聴覚室	240	240	490	490	730	730

上青木公民館	ホール	990	990	1, 980	1, 980	2, 200	2, 200
	日本間1号	190	190	400	400	600	600
	日本間2号	240	240	490	490	730	730
	講座室1号	330	330	660	660	990	990
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	講座室3号	240	240	490	490	730	730
	会議室	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
	視聴覚室	400	400	820	820	1, 230	1, 230
	多目的室	330	330	660	660	990	990
	陶芸場	240	240	490	490	730	730
並木公民館	ホール	900	900	1, 810	1, 810	2, 200	2, 200
	日本間1号	190	190	400	400	600	600
	日本間2号	160	160	330	330	490	490
	講座室1号	190	190	400	400	600	600
	講座室2号	190	190	400	400	600	600
	会議室1号	190	190	400	400	600	600
	会議室2号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
	視聴覚室	330	330	660	660	990	990
戸塚公民館	ホール	820	820	1, 650	1, 650	2, 200	2, 200
	日本間1号	190	190	400	400	600	600
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	講座室1号	330	330	660	660	990	990
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	240	240	490	490	730	730
芝南公民館	ホール	570	570	1, 150	1, 150	1, 720	1, 720
	日本間	190	190	400	400	600	600
	講座室1号	190	190	400	400	600	600

	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	190	190	400	400	600	600
	会議室2号	240	240	490	490	730	730
	会議室3号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	視聴覚室	400	400	820	820	1, 230	1, 230
朝日公民館	ホール	330	330	660	660	990	990
	日本間1号	140	140	270	270	410	410
	日本間2号	140	140	270	270	410	410
	日本間3号	140	140	270	270	410	410
	日本間4号	140	140	270	270	410	410
	講座室	160	160	330	330	490	490
	会議室	160	160	330	330	490	490
	料理実習室	160	160	330	330	490	490
	視聴覚室	140	140	270	270	410	410
根岸公民館	ホール	220	220	440	440	660	660
	日本間1号	140	140	270	270	410	410
	日本間2号	110	110	220	220	330	330
	会議室	110	110	220	220	330	330
	料理実習室	160	160	330	330	490	490
領家公民館	ホール	730	730	1, 480	1, 480	2, 200	2, 200
	日本間	240	240	490	490	730	730
	講座室1号	240	240	490	490	730	730
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	視聴覚室	240	240	490	490	730	730
芝西公民館	ホール	1, 100	1, 100	2, 200	2, 200	2, 200	2, 200
	日本間1号	190	190	400	400	600	600
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	会議室1号	190	190	400	400	600	600
	会議室2号	190	190	400	400	600	600
	会議室3号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990

芝北公民館	ホール	490	490	990	990	1, 480	1, 480
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	日本間3号	190	190	400	400	600	600
	講座室	330	330	660	660	990	990
	会議室	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	工作室	190	190	400	400	600	600
芝富士公民館	ホール	330	330	660	660	990	990
	日本間	190	190	400	400	600	600
	講座室	190	190	400	400	600	600
	会議室	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
神根西公民館	ホール	220	220	440	440	660	660
	日本間1号	160	160	330	330	490	490
	日本間2号	140	140	270	270	410	410
	講座室	140	140	270	270	410	410
	会議室	140	140	270	270	410	410
	料理実習室	220	220	440	440	660	660
新郷南公民館	ホール	330	330	660	660	990	990
	日本間1号	240	240	490	490	730	730
	日本間2号	190	190	400	400	600	600
	講座室	190	190	400	400	600	600
	会議室	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
前川南公民館	ホール	730	730	1, 480	1, 480	2, 200	2, 200
	日本間	240	240	490	490	730	730
	講座室	190	190	400	400	600	600
	会議室	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	240	240	490	490	730	730
	視聴覚室	190	190	400	400	600	600
	工作室	190	190	400	400	600	600
朝日東公民	ホール	820	820	1, 650	1, 650	2, 200	2, 200

館	日本間	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	講座室 1 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	講座室 2 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	会議室 1 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	会議室 2 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	料理実習室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
神根東公民館	ホール	7 3 0	7 3 0	1, 4 8 0	1, 4 8 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0
	日本間	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	講座室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
	料理実習室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
芝園公民館	ホール	9 9 0	9 9 0	1, 9 8 0	1, 9 8 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0
	日本間	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	講座室	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	会議室	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	料理実習室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
安行東公民館	日本間	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
	講座室	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	会議室 1 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	会議室 2 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	料理実習室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
青木東公民館	ホール	1, 0 6 0	1, 0 6 0	2, 1 4 0	2, 1 4 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0
	日本間 1 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	日本間 2 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	講座室 1 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	講座室 2 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	料理実習室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
	練習室	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
戸塚西公民館	ホール	1, 0 6 0	1, 0 6 0	2, 1 4 0	2, 1 4 0	2, 2 0 0	2, 2 0 0
	日本間 1 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	日本間 2 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	講座室 1 号	1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
	講座室 2 号	2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
	料理実習室	3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0

	ミーティング室	190	190	400	400	600	600
	視聴覚ホール	330	330	660	660	990	990
鳩ヶ谷公民館	ホール	490	490	990	990	1, 480	1, 480
	日本間	240	240	490	490	730	730
	講座室1号	240	240	490	490	730	730
	講座室2号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	330	330	660	660	990	990
	ミーティング室	240	240	490	490	730	730
	視聴覚室	240	240	490	490	730	730
南鳩ヶ谷公民館	ホール	400	400	820	820	1, 230	1, 230
	日本間	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	160	160	330	330	490	490
	会議室2号	160	160	330	330	490	490
	会議室3号	190	190	400	400	600	600
	会議室4号	240	240	490	490	730	730
	料理実習室	240	240	490	490	730	730
	展示室	240	240	490	490	730	730
	実験実習室	160	160	330	330	490	490
里公民館	ホール	730	730	1, 480	1, 480	2, 200	2, 200
	日本間	240	240	490	490	730	730
	会議室1号	160	160	330	330	490	490
	会議室2号	160	160	330	330	490	490
	会議室3号	190	190	400	400	600	600
	料理実習室	330	330	660	660	990	990

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- この条例による改正後の川口市立公民館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以

後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、
なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けた者から当該利用に係る使
用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立公民館設置及
び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するもの
とする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第217号

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例（平成16年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円 110	円 110	円 220	円 220	円 330	円 330
160	160	330	330	490	490
160	160	330	330	490	490
160	160	330	330	490	490
160	160	330	330	490	490
220	220	440	440	660	660
270	270	550	550	820	820
140	140	270	270	410	410
140	140	270	270	410	410
140	140	270	270	410	410
160	160	330	330	490	490
220	220	440	440	660	660
380	380	770	770	1, 100	1, 100
440	440	880	880	1, 100	1, 100
440	440	880	880	1, 100	1, 100

」を

」

「

円 160	円 160	円 330	円 330	円 490	円 490
240	240	490	490	730	730
240	240	490	490	730	730
240	240	490	490	730	730
240	240	490	490	730	730
330	330	660	660	990	990
400	400	820	820	1, 230	1, 230

に改め

190	190	400	400	600	600
190	190	400	400	600	600
190	190	400	400	600	600
240	240	490	490	730	730
330	330	660	660	990	990
570	570	1, 150	1, 150	1, 720	1, 720
660	660	1, 320	1, 320	1, 980	1, 980
660	660	1, 320	1, 320	1, 980	1, 980

]

る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立中央ふれあい館設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第218号

川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（平成30年条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 3 3 0	円 3 3 0	円 6 6 0	円 6 6 0	円 9 9 0	円 9 9 0
1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
1 4 0	1 4 0	2 7 0	2 7 0	4 1 0	4 1 0
1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
1 1 0	1 1 0	2 2 0	2 2 0	3 3 0	3 3 0
2 2 0	2 2 0	4 4 0	4 4 0	6 6 0	6 6 0
1 4 0	1 4 0	2 7 0	2 7 0	4 1 0	4 1 0
2 2 0	2 2 0	4 4 0	4 4 0	6 6 0	6 6 0

」を

円 4 9 0	円 4 9 0	円 9 9 0	円 9 9 0	円 1, 4 8 0	円 1, 4 8 0
2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0
1 9 0	1 9 0	4 0 0	4 0 0	6 0 0	6 0 0
3 3 0	3 3 0	6 6 0	6 6 0	9 9 0	9 9 0

」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立生涯学習プラザ設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第219号

川口市立南平文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立南平文化会館設置及び管理条例（昭和54年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表の1ホールの使用料の表中

「

円 7, 150	円 14, 300	円 17, 900	円 35, 700
9, 350	18, 500	23, 300	46, 500
8, 580	17, 100	21, 400	42, 900
10, 780	21, 400	26, 900	53, 600
14, 300	28, 600	35, 700	71, 500
11, 200	22, 300	27, 900	55, 700
14, 000	28, 000	35, 000	70, 000
18, 500	37, 100	46, 500	92, 900

」

「

円 10, 720	円 21, 400	円 26, 800	円 53, 100
14, 000	27, 800	34, 900	69, 200
12, 800	25, 700	32, 100	63, 700
16, 100	32, 100	40, 400	79, 800
21, 400	42, 900	53, 600	106, 100
16, 800	33, 400	41, 900	83, 000
21, 100	42, 000	52, 600	104, 200
27, 800	55, 700	69, 700	138, 100

」

める。

別表の2練習室・展示ホール等の使用料の表中

「

円 440	円 880	円 1, 320	円 2, 640
330	660	880	1, 870

」

を

に改

330	330	330	990
1日につき 7,150円			」

「

円 660	円 1,320	円 1,980	円 3,960
490	990	1,320	2,800
490	490	490	1,480
1日につき 10,720円			」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の川口市立南平文化会館設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けた者から当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立南平文化会館設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第220号

川口市立文化財センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立文化財センター設置及び管理条例（平成18年条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（旧田中家住宅の供用の休止）

3 旧田中家住宅は、当分の間、第2条の規定にかかわらず、供用を休止する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

利用区分		時間区分	午前 (午前9時30分～午後0時30分)	午後 (午後1時30分～午後4時30分)
旧田中家住宅	茶室		4,190円	4,190円
	日本間		4,190円	4,190円
歴史自然資料館	映像ギャラリー	設備利用なし	1,850円	1,850円
		設備利用あり	3,180円	3,180円
	展示室		1,280円	1,280円

別表第2備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 午前と午後にわたって利用する場合の中間時間の使用料は徴収しない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の川口市立文化財センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表第2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立文化財センター設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第221号

川口市立図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立図書館設置及び管理条例（昭和53年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

第8条中「の施行」を「に定めるもののほか、図書館の管理」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第222号

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「者は」を「ものは」に改める。

別表の1 平日における利用料金の表中

円 1, 040	円 2, 090	円 2, 090	円 3, 140
780	1, 570	1, 570	2, 610
520	1, 040	1, 040	2, 090
520	1, 040	1, 040	2, 090
360	720	720	1, 460
220	420	420	720

」を

円 1, 570	円 3, 140	円 3, 140	円 4, 710
1, 170	2, 350	2, 350	3, 920
780	1, 570	1, 570	3, 140
780	1, 570	1, 570	3, 140
540	1, 080	1, 080	2, 190
330	640	640	1, 080

に改める。」

別表の2 休日等における利用料金の表中

円 2, 090	円 3, 140	円 3, 140
1, 570	2, 090	2, 610
1, 040	1, 570	2, 090
1, 040	1, 570	2, 090
720	1, 090	1, 460

を

3 6 0	7 2 0	1, 0 9 0
-------	-------	----------

円 3, 140	円 4, 710	円 4, 710
2, 350	3, 140	3, 920
1, 570	2, 350	3, 140
1, 570	2, 350	3, 140
1, 080	1, 640	2, 190
540	1, 080	1, 640

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る利用料金を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市立映像・情報メディアセンター設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第223号

川口市立科学館設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立科学館設置及び管理条例（平成14年条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「

210円	1人につき 160円	830円
100円	1人につき 80円	410円

」を

「

300円	1人につき 240円	1, 200円
150円	1人につき 120円	600円

に改める。」

別表第2中 「

410円	1人につき 330円	1, 670円
210円	1人につき 160円	830円

」を

「

500円	1人につき 400円	2, 000円
250円	1人につき 200円	1, 000円

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の川口市立科学館設置及び管理条例第7条第2項の規定により発行された同項に規定する年間入場券及び同条第4項の規定により発行された同項に規定する年間観覧券については、同日以後においても利用することができる。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第224号

川口市立体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市立体育施設設置及び管理条例（昭和43年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1運動施設の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 運動施設

施設名	種別		区分	利用単位	使用料	
青木町公園総合運動場	野球場		団体	1面	3時間 円 7, 840	
	陸上競技場		団体	専用	2時間 3, 790	
				共用	2時間 820	
			個人	一般	2時間 160	
				生徒	2時間 50	
				児童	2時間 20	
	庭球場		団体	1面	2時間 1, 650	
	プール 競泳プール（ 補助プールを 含む。）	団体	専用	2時間 8, 250		
			共用	2時間 3, 520		
		個人	一般	2時間 230		
			生徒	2時間 110		
			児童	2時間 70		
		団体	専用	2時間 4, 950		
			共用	2時間 2, 470		
	相撲場		団体	全面	2時間 820	
	弓道場		団体	全面	2時間 820	
			個人	一般	2時間 160	
				生徒	2時間 50	
体育武道センター	柔道場		団体	専用	2時間 3, 300	
				共用	2時間 1, 650	
	剣道場		団体	専用	2時間 3, 300	

		共用	2 時間	1 , 6 5 0	
体育館	団体	専用	2 時間	3 , 3 0 0	
		共用	2 時間	1 , 6 5 0	
	個人	一般	2 時間	1 6 0	
		生徒	2 時間	7 0	
		児童	2 時間	4 0	
トレーニングルーム	個人	一般	1 回	4 9 0	
		生徒	1 回	1 6 0	
エアロビクススタジオ	団体	専用	2 時間	1 , 6 5 0	
東スポーツセ ンター	野球場	団体	1 面	2 時間	1 , 1 5 0
	庭球場	団体	1 面	2 時間	1 , 6 5 0
	体育館	団体	専用	2 時間	6 , 2 6 0
			共用	2 時間	3 , 1 3 0
		個人	一般	2 時間	2 4 0
			生徒	2 時間	1 1 0
			児童	2 時間	6 0
	卓球室	団体	専用	2 時間	1 , 2 1 0
			個人	2 時間	2 3 0
		個人	生徒	2 時間	1 1 0
			児童	2 時間	6 0
室内競泳プール	団体	専用	2 時間	1 5 , 5 0 0	
		共用	2 時間	7 , 7 5 0	
	個人	一般	2 時間	4 2 0	
		生徒	2 時間	1 8 0	
		幼児 及び 児童	2 時間	1 1 0	
	団体	専用	2 時間	2 , 2 0 0	
	個人	幼児 及び 児童	2 時間	1 1 0	

	トレーニングルーム	個人	一般 生徒	1回 1回	490 160
	エアロビクススタジオ	団体	専用	2時間	1,650
舟戸運動場	野球場	団体	1面	2時間	490
河原町フットサル場		団体	1面	2時間	1,890
西スポーツセンター	体育館	団体	専用	2時間	6,260
			共用	2時間	3,130
		個人	一般	2時間	240
			生徒	2時間	110
			児童	2時間	60
	体育室	団体	専用	2時間	2,950
		個人	一般	2時間	240
			生徒	2時間	110
			児童	2時間	60
	室内プール	個人	一般	2時間	420
			生徒	2時間	180
			幼児 及び 児童	2時間	110
	トレーニングルーム	個人	一般	1回	490
			生徒	1回	160
	エアロビクススタジオ	団体	専用	2時間	1,650
三領運動場	サッカー場	団体	1面	2時間	3,300
	ソフトボール場	団体	1面	2時間	490
北スポーツセンター	競技場	団体	専用	1日	7,700
		個人	一般	1日	220
			生徒 及び 児童	1日	110
江川庭球場		団体	1面	2時間	820

新郷スポーツセンター	競技場	団体	専用	2時間	1, 150
	庭球場	団体	1面	2時間	1, 650
	体育館	団体	専用	2時間	3, 300
			共用	2時間	1, 650
		個人	一般	2時間	160
			生徒	2時間	70
			児童	2時間	40
	室内プール	団体	専用	2時間	12, 300
			共用	2時間	6, 180
		個人	一般	2時間	370
			生徒	2時間	140
			児童	2時間	80
毛長川庭球場		団体	1面	2時間	820
赤井少年サッカーフィールド		団体 (生徒、児童又は幼児構成されるものに限る。)	1面	2時間	2, 310
芝スポーツセンター	野球場	団体	1面	2時間	1, 150
	体育館	団体	専用	2時間	4, 950
			共用	2時間	1, 650
		個人	一般	2時間	160
			生徒	2時間	70
			児童	2時間	40
	柔道場	団体	専用	2時間	1, 980
	剣道場	団体	専用	2時間	1, 980
	トレーニング室	個人	一般	2時間	160

			生徒	2 時間	5 0
その他卓球の用に供するものとして教育委員会が定める場所		個人	一般	2 時間	1 5 0
			生徒	2 時間	7 0
			児童	2 時間	4 0
安行スポーツセンター	野球場	団体	1 面	2 時間	1 , 1 5 0
	体育館	団体	専用	2 時間	3 , 3 0 0
			共用	2 時間	1 , 6 5 0
		個人	一般	2 時間	1 6 0
			生徒	2 時間	7 0
			児童	2 時間	4 0
	室内プール	団体	コース	2 時間	3 , 8 5 0
		個人	一般	2 時間	4 2 0
			生徒	2 時間	1 8 0
			幼児 及び 児童	2 時間	1 1 0
	室内幼児プール	団体	専用	2 時間	2 , 2 0 0
		個人	幼児 及び 児童	2 時間	1 1 0
戸塚スポーツセンター	トレーニングルーム	個人	一般	1 回	4 9 0
			生徒	1 回	1 6 0
	エアロビクススタジオ	団体	専用	2 時間	1 , 6 5 0
	多目的グラウンド	団体	1 面	2 時間	1 , 1 5 0
	庭球場	団体	1 面	2 時間	1 , 6 5 0
	弓道場	団体	全面	2 時間	3 , 0 0 0
		個人	一般	2 時間	3 3 0
			生徒	2 時間	1 1 0
	体育館	団体	専用	2 時間	6 , 2 6 0
			共用	2 時間	3 , 1 3 0
		個人	一般	2 時間	2 4 0

		生徒	2 時間	1 1 0	
		児童	2 時間	6 0	
体育室	団体	専用	2 時間	2, 9 5 0	
	個人	一般	2 時間	2 4 0	
		生徒	2 時間	1 1 0	
		児童	2 時間	6 0	
室内プール	団体	コー ス	2 時間	3, 3 0 0	
	個人	一般	2 時間	4 2 0	
		生徒	2 時間	1 8 0	
		幼児 及び 児童	2 時間	1 1 0	
室内幼児プール	団体	専用	2 時間	2, 2 0 0	
	個人	幼児 及び 児童	2 時間	1 1 0	
トレーニングルーム	個人	一般	1 回	4 9 0	
		生徒	1 回	1 6 0	
エアロビクススタジオ	団体	専用	2 時間	2, 4 7 0	
中台庭球場	団体	1 面	2 時間	1, 6 5 0	
鳩ヶ谷スポートセンター	体育館	専用	2 時間	9 9 0	
		共用	2 時間	4 9 0	
前田西野球場	団体	1 面	2 時間	1, 1 5 0	
辻庭球場	団体	1 面	2 時間	8 2 0	
鳩ヶ谷武道場	柔道場	団体	専用	2 時間	8 2 0
	剣道場	団体	専用	2 時間	8 2 0
	第 1 体育室	団体	専用	2 時間	1, 6 3 0
	第 2 体育室	団体	専用	2 時間	8 1 0

別表第 3 の 1 運動施設の表備考第 5 号中「3, 3 0 0 円」を「4, 9 0 0 円」に

改める。

別表第3の2附帯施設の表中

220
550
220

330
820
330

を

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の川口市立体育施設設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するものをいう。）が管理を行う場合にあっては、利用料金。以下同じ。）について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前にこの条例による改正前の川口市立体育施設設置及び管理条例（以下「旧条例」という。）第15条第2項の規定により発行された回数券については、施行日以後においても利用することができる。
- 施行日の前日までに、施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合及び利用することができる期間の初日が施行日以後である定期券の発行を受けた者から当該定期券に係る使用料を徴収する場合においては、旧条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第225号

川口市産業労働施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市産業労働施設設置及び管理条例（平成30年条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 1 6 0	円 1 6 0	円 3 3 0	円 3 3 0	円 4 9 0	円 4 9 0
1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0
1 1 0	1 1 0	2 2 0	2 2 0	3 3 0	3 3 0

を

」

円 2 4 0	円 2 4 0	円 4 9 0	円 4 9 0	円 7 3 0	円 7 3 0
2 4 0	2 4 0	4 9 0	4 9 0	7 3 0	7 3 0
1 6 0	1 6 0	3 3 0	3 3 0	4 9 0	4 9 0

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市産業労働施設設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市産業労働施設設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第226号

川口緑化センター設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口緑化センター設置及び管理条例（平成8年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 1, 320	円 1, 760	円 1, 760	円 4, 110
1, 320	1, 760	1, 760	4, 110
1, 980	2, 640	2, 640	6, 170
2, 640	3, 520	3, 520	8, 220
3, 300	4, 400	4, 400	10, 280
4, 620	6, 160	6, 160	14, 300
2, 310	3, 080	3, 080	7, 190
1, 320	1, 760	1, 760	4, 110
—	—	—	22, 000

を

円 1, 980	円 2, 640	円 2, 640	円 6, 170
1, 980	2, 640	2, 640	6, 170
2, 970	3, 960	3, 960	9, 250
3, 960	5, 280	5, 280	12, 300
4, 950	6, 600	6, 600	15, 400
6, 930	9, 240	9, 240	21, 500
3, 460	4, 620	4, 620	10, 790
1, 980	2, 640	2, 640	6, 170
—	—	—	33, 000

に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口緑化センター設置及び管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る利用料金を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口緑化センター設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により利用料金を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第227号

川口市学校施設の使用料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校教育に支障のない範囲で、川口市立学校の施設（以下「学校施設」という。）を社会教育その他公共のための活動で教育委員会が特に認めるものに使用させる場合の使用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 学校施設の使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(納付の時期)

第3条 使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるとときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付等)

第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公用に供するため、学校施設の使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、学校施設を使用することができないとき。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の学

校施設の使用に係る使用料について適用する。

- 3 令和8年4月1日から施行日の前日までの間に施行日以後の使用的許可を受けたものからは、施行日前においても、この条例の規定の例により当該使用に係る使用料を徴収することができる。

別表（第2条関係）

1 運動場等の使用料

種別	単位	金額		
		午前7時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 9時まで
運動場	8,000平方メートル未満	2時間		340円
	8,000平方メートル以上	2時間		680円
体育館	840平方メートル未満	2時間		550円
	840平方メートル以上	2時間		1,100円
武道場	240平方メートル未満	2時間		610円
	240平方メートル以上	2時間		1,220円
テニスコート（1面）		2時間		820円
その他の施設		2時間	240円	490円
				730円

2 附帯施設の使用料

種別	単位	金額
運動場夜間照明施設	1時間	電球1個につき30円を限度として市長が別に定める額
体育館空調施設	1時間	730円

備考

- 1 構成員の5分の1以上が市内に住所を有しない者である団体（小学生又は中学生の団体を除く。）の使用に係る使用料（附帯施設に係る使用料を除く。）の額は、規定使用料の額にその10割に相当する額を加算した額

とする。

- 2 前号の小学生又は中学生の団体とは、構成員（代表者及び指導者を除く。）の全てが小学生又は中学生であり、かつ、その2分の1以上が市内に住所を有する者又は市内に所在する小学校若しくは中学校に在学する者である団体をいう。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第228号

川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例の一部を改正する条例

川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例（平成18年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の表川口市川口駅東口公共広場の項中「川口市川口1丁目701番地」を「川口市川口1丁目701番1」に改める。

別表中 「

14,300円	19,100円	14,300円	4,770円
17,100	22,900	17,100	5,720

」を

「

19,100円	25,400円	19,100円	6,360円
22,900	30,500	22,900	7,640

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日までに施行日以後の利用の許可を受けたものから当該利用に係る使用料を徴収する場合においては、この条例による改正前の川口市川口駅東口公共広場設置及び管理条例の規定にかかわらず、新条例の規定の例により使用料を徴収するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第229号

川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

川口市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年条例第27号）の
一部を次のように改正する。

第4条の表川口市南消防署の項位置の欄中「川口市本町2丁目4番39号」を「
川口市西川口3丁目18番1号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月15日から施行する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第230号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | (仮称) 神根総合運動公園整備工事 (その1) |
| 2 工 事 場 所 | 川口市木曽呂ほか地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 2, 915, 000, 000円 |
| 5 契約の相手方 | 埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号
中原・邦栄・姉崎特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号
中原建設株式会社

代表取締役社長 中原 誠

埼玉県川口市大字安行吉岡1570番地6
邦栄建設株式会社

代表取締役 宮腰 昇

埼玉県川口市青木2丁目14番7号
姉崎興業株式会社

代表取締役 姉崎祐二

上記代表者
中原建設株式会社
代表取締役社長 中原 誠

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第231号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | (仮称) 神根総合運動公園整備工事 (その2) |
| 2 工 事 場 所 | 川口市木曽呂ほか地内 |
| 3 契 約 の 方 法 | 一般競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 1, 096, 700, 000円 |
| 5 契約の相手方 | 埼玉県川口市大字道合305番地
島田・菅・八廣園特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市大字道合305番地

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

埼玉県川口市西川口3丁目7番33号

株式会社菅土木

代表取締役 熊 谷 貴 洋

埼玉県川口市大字西立野187番地

株式会社八廣園

代表取締役 渡 邊 進

上記代表者

島田建設工業株式会社

代表取締役 島 田 賢 一

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第232号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

1 工 事 名	戸塚環境センター施設整備工事
2 工 事 場 所	川口市大字藤兵衛新田290番地
3 契 約 金 額	変更前 47,870,812,000円 変更後 48,052,202,000円
4 契約の相手方	東京都品川区大崎1丁目5番1号 大崎センタービル 日鉄エンジ・極東開発・三井住友・川口土建特定建設工事共同企業体

東京都品川区大崎1丁目5番1号 大崎センタービル
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役 石倭行人

大阪府大阪市中央区淡路町2丁目5番11号
極東開発工業株式会社
代表取締役 布原達也

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1丁目103番地
三井住友建設株式会社北関東営業所
所長 酒井智治

埼玉県川口市本町4丁目11番6号
川口土木建築工業株式会社
代表取締役 古川元一

上記代表者
日鉄エンジニアリング株式会社
代表取締役 石 倭 行 人

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第233号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 江川第3調節池整備工事（その2） |
| 2 工 事 場 所 | 川口市安行慈林地内 |
| 3 契 約 金 額 | 変更前 519,580,600円
変更後 641,184,500円 |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号
中原・姉崎特定建設工事共同企業体 |

埼玉県川口市柳崎5丁目2番33号
中原建設株式会社

代表取締役社長 中原 誠

埼玉県川口市青木2丁目14番7号
姉崎興業株式会社

代表取締役 姉崎祐二

上記代表者
中原建設株式会社
代表取締役社長 中原 誠

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第234号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 A氏

川口市在住 B氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第235号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 C氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第236号

訴えの提起について

児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 D氏

2 事件の内容

上記の者は、児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金並びにこれらに係る延納利息及び遅延利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から児童扶養手当返還金及びひとり親家庭等医療費返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

(2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第237号

訴えの提起について

奨学資金貸付金回収金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 E氏

2 事件の内容

上記の者は、奨学資金貸付金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し奨学資金貸付金回収金及びこれに係る延滞利息の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から奨学資金貸付金回収金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第238号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 F氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合には訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第239号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都江戸川区在住 G氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合は訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第240号

訴えの提起について

一般被保険者返納金に係る支払督促の申立てについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 H氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者返納金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求め、支払督促及び仮執行宣言付支払督促の申立てを行うものである。

その際、この督促に対し債務者が異議の申立てを行った場合には、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により訴訟に移行するため、また、支払督促の送達が不能である場合又は本議案の議決後に債務者が居所不明となつた場合若しくは川口簡易裁判所、さいたま簡易裁判所、越谷簡易裁判所、大宮簡易裁判所及び東京簡易裁判所が管轄する住所地以外の住所に住所を移した場合は訴訟を提起するため、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定により議決を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 債務者に対し一般被保険者返納金の支払いを求めるもの
- (2) 債務者に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者返納金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第241号

訴えの提起について

一般被保険者第三者納付金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

東京都足立区在住 I 氏

神奈川県横浜市在住 J 氏

2 事件の内容

上記の者は、一般被保険者第三者納付金について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し一般被保険者第三者納付金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から一般被保険者第三者納付金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第242号

訴えの提起について

住宅使用料及び不当利得返還金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 K氏

北葛飾郡杉戸町在住 L氏

2 事件の内容

上記、K氏は住宅使用料及び不当利得返還金について、上記、L氏は住宅使用料について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し住宅使用料及びこれに係る延滞金並びに不当利得返還金及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から住宅使用料及び不当利得返還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第243号

訴えの提起について

母子福祉資金償還金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

広島県呉市在住 M氏

2 事件の内容

上記の者は、母子福祉資金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第244号

訴えの提起について

母子福祉資金償還金の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

越谷市在住 N氏

O氏

草加市在住 P氏

2 事件の内容

上記の者は、母子福祉資金について、返還を求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し母子福祉資金償還金及びこれに係る違約金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から母子福祉資金償還金を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。

- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第245号

訴えの提起について

学校給食費の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

栃木県真岡市在住 Q氏

R氏

2 事件の内容

上記の者は、学校給食費について、支払いを求める電話や催告書等による再三の催告に応じなかった。そこで、当該債務者に対し当該債権等に係る金銭の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し学校給食費及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるもの
- (2) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (3) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 上記の者から学校給食費を完納する旨の申入れがあり、かつ、その履行が見込まれる場合は、和解するものとする。
- (2) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第246号

訴えの提起について

市営住宅の明渡し等の請求に関し、訴えを提起するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により次のとおり議決を求める。

1 相手方

川口市在住 S氏

2 事件の内容

上記の者は、市営住宅を不法に占有しており、川口市の再三にわたる退去指導にもかかわらず、退去しなかった。そこで、市営住宅の明渡しを求めるとともに、損害賠償金の支払い等を求めるものである。

3 請求の要旨

- (1) 被告に対し物件目録記載の建物の明渡しを求めるもの
- (2) 被告に対し明渡しの完了する日までの損害賠償金の支払を求めるもの
- (3) 被告に対し訴訟費用の負担を求めるもの
- (4) 仮執行の宣言を求めるもの

4 事件の取扱い

- (1) 第1審又は第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴するものとする。

物件目録

市営住宅の名称 芝高木住宅

所 在 川口市芝高木1丁目15番18-108号

芝高木住宅

床 面 積 56.00 平方メートル

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第247号

和解契約の締結について

住民基本台帳事務における支援措置対象者の個人情報漏えいについて、次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議決を求める。

1 相手方

川口市在住

女性 23歳

2 和解条項

- (1) 川口市は、上記の者に対し、本件による解決金として、金648,200円の支払義務があることを認める。
- (2) 川口市は、上記の者に対し、前項の金員を、令和8年1月末日限り、上記の者が指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、川口市の負担とする。
- (3) 上記の者は、川口市に対し、本件に関し、前2項に定めるもののほか、名目のいかんを問わず一切の請求権を放棄する。
- (4) 川口市及び上記の者は、川口市と上記の者との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第248号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口総合文化センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市西川口1丁目7番1号

公益財団法人川口総合文化センター

理事長 奥ノ木信夫

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第249号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市社会福祉センター

川口市老人福祉センター神根たら荘

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池 田 誠

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第250号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立南平児童センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池 田 誠

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 251 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立芝児童センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市並木 2 丁目 5 番 1 号 埼玉りそな銀行西川口支店ビル 1 F
株式会社コマーム

代表取締役社長 小松秀人

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 252 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市特別養護老人ホーム

川口市養護老人ホーム

川口市ケアハウス

川口市老人デイサービスセンター新郷れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井 1055 番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池田 誠

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 253 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人福祉センター安行たら荘

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井 1055 番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池 田 誠

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第254号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人福祉センター芝たら荘

川口市老人デイサービスセンター芝れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池 田 誠

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第255号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人デイサービスセンター芝南れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井1055番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池 田 誠

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 256 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市老人デイサービスセンター鳩ヶ谷れんげそう

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字赤井 1055 番地

社会福祉法人川口市社会福祉事業団

理事長 池 田 誠

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 257 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市障害者短期入所施設朝日しらゆりの家

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字木曽呂 1374 番地

社会福祉法人みぬま福祉会

理事長 高橋 孝雄

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第258号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市あさひコミュニティセンター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市朝日4丁目4番13号

朝日コミュニティ委員会

会長 清水知明

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 259 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口緑化センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字安行領家 844 番地の 2

公益財団法人川口緑化センター

理事長 栗 原 明 宏

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 260 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市営植物取引センター

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字安行領家 844 番地の 2

公益財団法人川口緑化センター

理事長 栗 原 明 宏

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 261 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

青木町公園

中青木公園

荒川運動公園

川口自然公園

川口西公園

戸塚中台公園

ゴリラ公園

並木元町公園

並木元町北公園

並木元町中公園

並木元町南公園

戸塚下台公園

新郷東部公園

前田東公園

上新田公園

朝日中央公園

北原台公園

2 指定管理者となる団体の名称

川口市飯原町 14 番 1 号

公益財団法人川口市公園緑地公社

理事長 栗原明宏

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 262 号

公の施設の指定管理者の指定の期間の変更について

次のとおり公の施設の指定管理者の指定の期間を変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立川口駅前市民ホール

2 指定管理者となる団体の名称

東京都港区虎ノ門 2 丁目 10 番 4 号

株式会社 ホテルオークラエンタープライズ

代表取締役社長 正岡 久光

3 指定の期間の変更

「令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで」に変更する。

令和 7 年 11 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第263号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

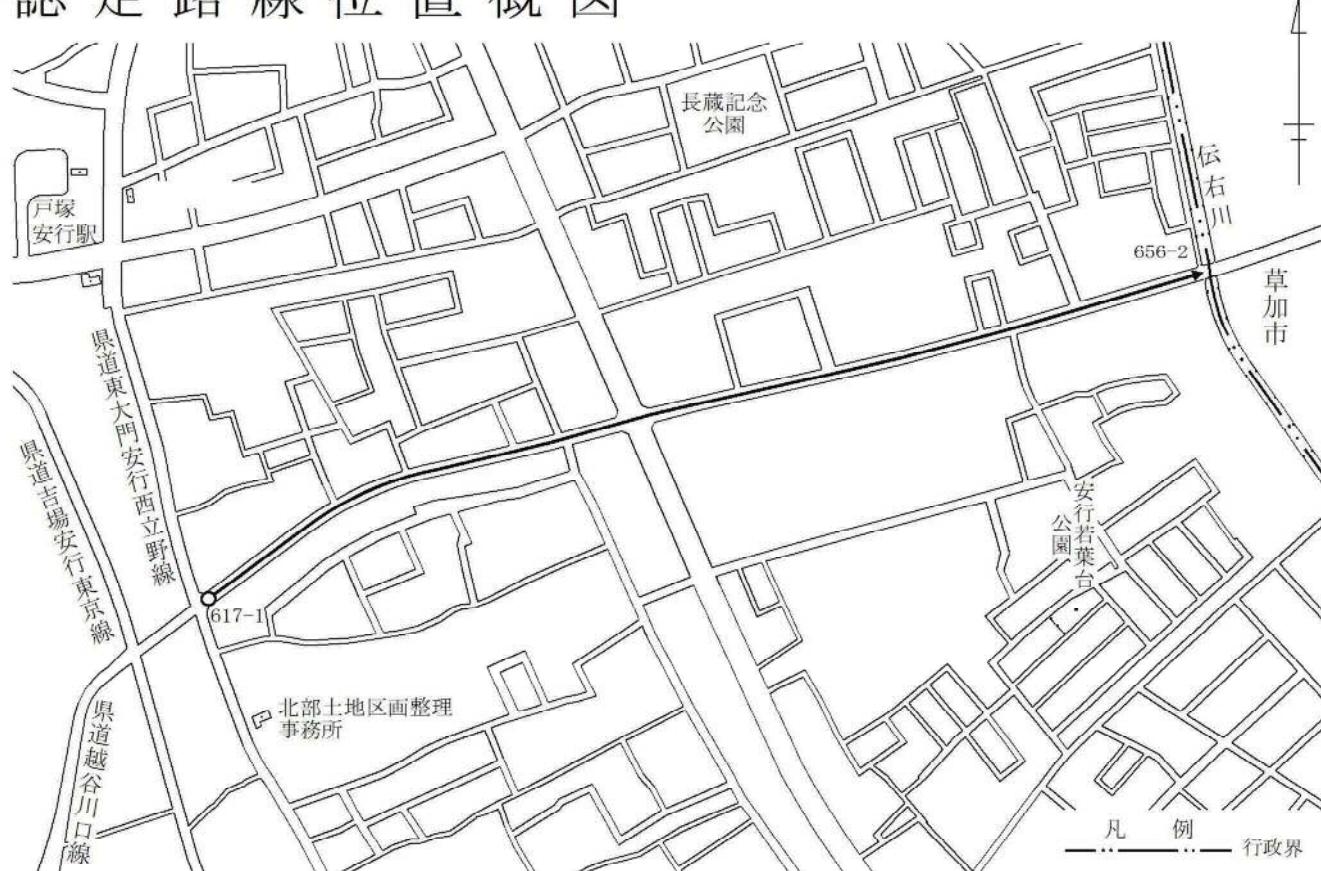
記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
幹 線 第119号線	大字安行字元木下617番1地先	大字安行藤八字道下656番2地先		7.1 ～ 17.5	989.9

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

認定路線位置概図



議案第264号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
鳩ヶ谷 第9023号線	大字辻字宮地1159番地先	大字辻字宮地1163番地先		1.8	49.2

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

廃止路線位置概図



議案第 265 号

第 6 次川口市総合計画基本構想を定めることについて

次のとおり第 6 次川口市総合計画基本構想を定めるため、川口市総合計画策定条例（平成 27 年条例第 9 号）第 5 条の規定により議決を求める。

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木信夫

第6次川口市総合計画基本構想

1 総合計画策定の目的

本市では、昭和50年の「川口市総合計画」から平成28年の「第5次川口市総合計画」まで、市政運営の指針となる総合計画を順次策定し、市勢の発展、市民生活の充実・向上に努めてきました。

一方、社会情勢は、本格的な少子高齢社会、ICT普及拡大に伴う人々のコミュニケーションや価値観の変化、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえた公衆衛生対策・危機管理体制に対する考え方の変化など、その変動が激しく予測も難しくなっています。

こうした情勢の変化の中、本市を取り巻く状況を整理し、本市がめざすべき将来像への指針として、「第6次川口市総合計画」を策定しました。

2 総合計画の構成と期間

総合計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現のために必要とされる施策の基本的な方向を定めるものです。

本計画は、分かりやすく実効性の高い計画とすることに重点を置き、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

なお、それぞれの期間については、基本構想が令和8年度から10年間、基本計画が前期・後期各5年間とし、実施計画は毎年度3年先を見据えて定めます。

(1) 基本構想

本市の将来都市像とその実現に向けた基本理念を示すとともに、めざす姿として施策の方向性を定めたものです。

(2) 基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に定めたものです。

(3) 実施計画

基本計画における施策を実現するために実施する具体的な事業を定めたものです。

3 基本理念

本市では、「市民とともに輝くまちづくり」、「みんなの笑顔輝くまちづくり」、

「いつまでも輝き続けるまちづくり」を総合計画における基本理念とします。

この基本理念は、これからまちづくりの根幹となる考え方です。

(1) 市民とともに輝くまちづくり<協働に関する理念>

市民は市政の主人公であり、お互いを尊重し合い、人と人との相互のつながりを大切にしながら、市民自らの手で自らのまちをつくっていきます。

行政は、市民と力を合わせ、また企業なども含めたさまざまな主体の強みを活かしながら、まちの魅力をさらに磨き、市民とともに輝くまちづくりを推進します。

(2) みんなの笑顔輝くまちづくり<市民の幸せに関する理念>

市民の多様な価値観、ニーズ、ライフスタイルが尊重され、豊かな個性が育まれる地域社会を築くことによって、市民の誰もが心豊かに、幸せに暮らすことができるまちをめざします。こどもからお年寄りまで、市民一人ひとりの笑顔が輝き、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

(3) いつまでも輝き続けるまちづくり<社会の持続性に関する理念>

少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、長期的な視点に立ったまちづくりを推進します。限りある資源を有効に活用しながら地域社会の発展を図り、すべての人が安心して暮らせる環境を整備し、笑顔がいつまでも輝き続ける、持続可能でより良い社会の実現をめざします。

4 めざすまちの姿

(1) 将来都市像

産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口

本市は「ものづくりのまち」として発展してきた歴史があり、現代においても多様な産業活動が市勢の原動力となっています。また、宿場町として栄えた歴史を伝える建造物が残るほか、新たな文化芸術拠点の整備が進み、豊かな文化芸術環境が整っています。さらに、都心近郊に位置するアクセスの良い立地ながら、水辺空間や緑地空間などの自然に触れることができ、住みやすいまちとしての認知も広がっています。

こうした「産業」と「文化」と「自然」を調和させ、本市ならではの活力と豊かさと安らぎに満ちた環境で、すべての人が生き生きと活躍し、未来を創造

していく、輝きあふれるまちをめざします。

(2) めざす姿

将来都市像を実現するため、基本理念に則り、以下の8つの「めざす姿」を定めます。

ア 健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち

健康に対する市民ニーズがより高くなっているほか、少子高齢化や核家族化といった家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化に伴い、福祉に対するニーズも高度化・複雑化しています。これらのニーズに対応するためには、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となり、包括的で一貫した支援体制を整備することが必要です。こうした体制の下で、医療体制の充実、感染症対策の強化、市民の心身の健康維持と社会参加への支援を行うことで、すべての人が健康で、自分らしく、生きがいを持って暮らせるまちをめざします。

イ 誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち

多様化が進む現代社会において、すべての人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。その実現のために、お互いを認め合う環境づくりを進めるとともに、町会・自治会などの地域に根ざしたつながりや、市民の自主的なコミュニティ活動をまちづくりに活かします。また、激甚化する災害などに備え、人々の日々の安全を守るために、防災や防犯、救急体制の充実を図り、自助・共助・公助によって、安心して暮らせるまちをめざします。

ウ こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち

本市が活力にあふれる持続可能な地域であり続けるためには、こどもたちが充実した養育環境・教育環境の下で健やかに成長し、大人になっても本市に愛着を持って住み続け、次世代の地域社会の担い手となるような環境整備が重要です。こうした世代をつなぐ好循環を維持していくために、市民、地域、行政が一体となってこどもの成長をサポートし、どのような環境にあるこどもにも豊かな学びの機会を確保するとともに、安心してこどもを生み育てることができるまちをめざします。

エ 学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができるまち

生涯学習やスポーツ、文化芸術を通じて、学び、活動することは、こころとからだの健康維持・増進をもたらし、精神的・肉体的・社会的に良好な状態（Well-Being：ウェルビーイング）の向上につながります。

本市が有するさまざまな学びの施設やスポーツの拠点、文化芸術の創造拠点を活用しながら、ライフステージや障害の有無、文化的背景にかかわらず誰もが心豊かに自己実現できるまちをめざします。

オ にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち

少子高齢化による産業の担い手・後継者不足や、エネルギー・資材価格の高騰など、経済情勢が変化する中、DXによる業務効率化や生産性向上などによる企業の成長基盤の強化を支援する体制が重要です。また、次世代への技術の伝承とさらなる革新によって、より良いモノやサービスを社会に送り出していく本市の産業の力強さを発揮して、伝統と未来が響き合い、新たな魅力とにぎわいが生まれるまちをめざします。

カ 都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎのあるまち

本市にある多くの緑地や水辺空間と、そこに育まれた豊かな自然を将来の世代にも引き継げるよう保全します。また、清潔で快適な都市生活を送ることができるような環境の整備や、自然と触れ合えるような緑地や水辺空間の整備を進め、うるおいとやすらぎのあるまちをめざします。

キ 誰もが安全で快適に暮らせるまち

市内全域での交通ネットワークの整備や土地区画整理事業の推進、バリアフリー化を中心とした交通環境の利便性の向上や、ウォーカブルなまちづくりによる便利で快適な都市空間の形成を図ります。また、安全・安心な上下水道サービスの提供などのインフラ整備を進め、災害に強く、誰もが安心して過ごせるまちをめざします。

ク 持続可能で自立したまち

これまでに掲げた7つのめざす姿を実現するためには、持続可能で自律的な行財政体制のもとで、多様な主体と連携しながら計画的な行政運営を行う必要があります。そのために、財政基盤の健全化やDXの推進、人材の確保・育成と適正配置などの体制整備を一層促進します。

また、多様化する市民ニーズに対応し、公共施設の規模・機能の最適化や、行政サービスに対する受益者負担の適正化など、不断の行政改革に取り組み、官民連携による民間活力も取り入れながら、安定した行財政基盤の維持・改善をめざします。

議案第 266 号

川口市公平委員会委員の選任同意について

川口市公平委員会委員に次の者を選任するため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により同意を求める。

記

玉 作 恵 美 47 歳 さいたま市在住

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経歴書

氏名 玉作 恵美

年齢 47 歳

現住所 さいたま市在住

平成 22 年 12 月 弁護士登録（埼玉弁護士会所属）

平成 31 年 4 月 川口市市民相談室法律相談員

令和 3 年 7 月 川口市男女共同参画苦情処理委員

令和 4 年 4 月 埼玉県南部保健所感染症審査協議会委員

令和 5 年 2 月 埼玉県建築審査会委員

議案第 267 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

漆 山 隆 76 歳 川口市在住

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経歴書

氏名 漆山 隆

年齢 76 歳

現住所 川口市在住

平成 18 年 4 月 川口市立青木中央小学校教頭

平成 22 年 12 月 民生委員・児童委員

平成 28 年 4 月 新郷地区民生委員・児童委員協議会副会長

平成 28 年 5 月 新郷地区社会福祉協議会会长

平成 29 年 4 月 人権擁護委員

令和 2 年 4 月 人権擁護委員

令和 5 年 4 月 人権擁護委員

議案第 268 号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

記

河 井 徹 64 歳 川口市在住

令和 7 年 1 月 28 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経歴書

氏名 河井徹

年齢 64 歳

現住所 川口市在住

平成 25 年 10 月 有限会社河井商事代表取締役

平成 28 年 6 月 川口都市計画事業芝東第 3 土地区画整理審議会委員

令和 2 年 4 月 人権擁護委員

令和 5 年 4 月 人権擁護委員

議案第269号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

戸ヶ崎 幾江 67歳 川口市在住

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経歴書

氏名 戸ヶ崎 幾江

年齢 67歳

現住所 川口市在住

平成17年 4月 川口市立芝小学校教頭

平成20年 4月 川口市立神根東小学校長

平成30年 4月 川口市立教育研究所教育相談員

令和4年 4月 川口市教育委員会特別支援教育アドバイザー

令和4年 5月 川口市社会教育委員

令和5年 4月 人権擁護委員

議案第270号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

備 藤 泰 充 64歳 川口市在住

令和7年11月28日提出

川口市長 奥ノ木信夫

経歴書

氏名 備藤泰充

年齢 64歳

現住所 川口市在住

平成19年 4月 川口市立戸塚西中学校PTA副会長

平成19年 5月 株式会社備藤園代表取締役

令和2年 4月 人権擁護委員

令和3年 8月 川口市同和対策審議会委員

令和5年 4月 人権擁護委員